

# 空家等対策の推進に関する 特別措置法の一部改正する法律が 令和5年12月13日より 施行されました。



お住まいの市区町村からの管理指針に即した指導・勧告を受けてしまうと

## 固定資産税の控除\*が受けられなくなってしまう。

\*小規模住宅用地(200㎡以下の部分)：1/6の減額が解除 \*一般住宅用地(200㎡以上を越える部分)：1/3の減額が解除

特定空家に加えて管理不全空き家も指導・勧告の対象となりました。



空家等対策に関する詳細はホームページをご覧ください

空き家対策 国土交通省

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000035.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html)



三種町

